第15 認定保安距離

1 保安距離の短縮条件

次の場合は、危政令第9条第1項第1号に規定する距離を短縮することはできない。

- (1) 製造所等の保有空地が9メートル以上のもの
- (2) 製造所等の貯蔵又は取扱最大数量に基づく指定数量の倍数が、次表に示す数値を超えるもの

,,			
用途地域区分	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域	準工業地域 工業地域
製造所•一般取扱所	3 0	3 5	5 0
屋内貯蔵所	1 2 0	1 5 0	2 0 0
屋外タンク貯蔵所	6 0 0	7 0 0	1,000
屋外貯蔵所	1 0	1 5	2 0

2 保安距離の短縮限界

防火上有効な塀を設けることにより短縮できる限界距離は,次の各表によること。

(1) 屋内貯蔵所

	佐居・学校・			短縮で	きる最短	豆の距離	(m)	
区	危険物	厄 陳 物 文化財等の	住居に		学校等に		文化財等に	
分	の倍数	危険度	対する	もの	対する	もの	対する	もの
		/世界/文	X	Y	X	Y	X	Y
		A	6.5	5.0	20.0	16.0	35.0	29.0
	5 未満	В	5.0	4.0	16.0	12.0	29.0	23.0
		С	4. 5	3.0	14.0	10.0	26.0	20.0
屋内	5 以上	A	7.0	6.0	20.0	16.0	35.0	29.0
貯		В	6.0	4. 5	16.0	12.0	29.0	23.0
蔵所	10未満	С	5.0	4.0	14.0	10.0	26.0	20.0
	10以上	A	8.0	6. 5	22.0	18.0	38.0	32.0
		В	6. 5	5. 0	18.0	14. 0	32.0	26. 0
	20未満	С	5.0	4. 5	16.0	12.0	29.0	23.0

	2 以 住居・学校・		短縮できる最短の距離 (m)					
区	危 険 物	危険物文化財等の住居に学校等		学校等	こ	文化則	等に	
分	の倍数	危険度	対する	もの	対する	もの	対する	もの
		危厥及	X	Y	X	Y	X	Y
	20以上	A	8. 5	7. 0	26.0	22.0	44.0	38. 0
屋		В	7.0	6.0	22.0	18.0	38.0	32.0
内 貯	50未満	С	6.5	5.0	20.0	16.0	35.0	29.0
蔵	50以上	A	10.0	8.5	30.0	26.0	50.0	44.0
所		В	8.5	7. 0	26.0	22.0	44.0	38.0
	200以下	С	8.0	6. 5	24.0	20.0	41.0	35. 0

(2) 屋外タンク貯蔵所・屋外貯蔵所

		住居・学校・		短縮で	きる最気	短の距离	催 (m)	
区	危険物	文化財等の	住居に		学校等		文化則	
分	の倍数	危険度	対する	もの	対する	もの	対するもの	
			X	Y	X	Y	X	Y
屋		A	8.5	7.5	26.0	22.0	44.0	38.0
外	500未満	В	7.0	6.0	22.0	18.0	38.0	32.0
タンク		С	6. 5	5.0	20.0	16.0	35.0	29.0
ク 貯	500以上	A	10.0	8. 5	30.0	26.0	50.0	44.0
蔵所	1,000以下	В	8. 5	7. 0	26.0	22.0	44.0	38.0
191		С	8.0	6. 5	24.0	20.0	41.0	35.0
		A	8. 5	7.0	26.0	22.0	44.0	38.0
屋	10未満	В	7.0	6.0	22.0	18.0	38.0	32.0
外		С	6. 5	5.0	20.0	16.0	35.0	29.0
貯蔵	10以上	A	10.0	10.0	30.0	30.0	50.0	50.0
所		В	10.0	8. 5	30.0	26. 0	50.0	44.0
	20以下	С	9.0	8. 0	28.0	24. 0	47.0	41.0

(3) 製造所 · 一般取扱所

					作 短縮できる最短の距				
区	危険物の	住居・学校・	業危	住居に		学校等		文化則	
分	倍数	文化財等の	険	対する	80	対する	9 6 07	対する	60
		危険度	度	X	Y	X	Y	X	Y
		A	a	9. 5	8.0	28.0	24.0	47.0	41.0
		71	b	8.0	6. 5	24.0	20.0	41.0	35.0
	10未満	В	a	8.0	6. 5	24.0	20.0	41.0	35.0
製	T O /K IIM	Б	b	6. 5	5.0	20.0	16.0	35.0	29.0
造 所		С	a	7. 0	6.0	22.0	18.0	38.0	32.0
•		C	b	6.0	4. 5	18.0	14.0	32.0	6.0
般		A	а	10.0	8.5	30.0	26.0	50.0	44.0
取 扱		7 1	b	8. 5	7. 0	26.0	22.0	44.0	38.0
所	10以上	В	а	8. 5	7. 0	26.0	22.0	44.0	38.0
	50以下	D	b	7.0	6.0	22.0	18.0	38.0	32.0
			a	8.0	6. 5	24.0	20.0	41.0	35.0
		С	b	6. 5	5. 0	20.0	16.0	35.0	29.0

- 注1 住居とは、危政令第9条第1項第1号イに規定するもの。 学校等とは、危政令第9条第1項第1号ロに規定するもの。 文化財等とは、危政令第9条第1項第1号ハに規定するもの。
 - 2 A, B, C, 及びa, bは(4)(5)及び(6)表に示すものとする。
 - 3 Xとは、次に該当するものをいう。

第1類の危険物のうち第1種酸化性固体,第3類の危険物のうちカリウム, ナトリウム,アルキルアルミニウム,アルキルリチウム,第1種自然発火性 物質及び禁水性物質,黄りん,第4類の危険物のうち特殊引火物,第1石油 類,アルコール類,第2石油類,第5類及び第6類の危険物

Yとは, X以外の危険物をいう。

(4) 住居, 学校等の危険度

住居等	危険度	条 件	備	考
住居	A	1 保安距離に抵触する住宅等のうち、旅館、ホテル、宿 泊所、寄宿舎、共同住宅、下宿、寮又はこれらに類する もので延べ面積が150㎡以上である場合 2 前1以外のもので、住宅等の床面積が300㎡以上で ある場合 3 保安距離内の地域が、危険度判定の結果、予想焼失面 積500㎡以上である場合。	条場 建定がて積のと安物,す当合	定にる離床築場部でのは該。に面物合分は床当 存積のでのな面をなる算部っ面建の
	В	A及びC以外の場合		
	С	保安距離内の地域が,危険度判定の結果,予想焼失面積150㎡以下であって,保安距離に存する住宅等の延べ面積の合計が60㎡以下である場合		
学	A	学校等の存する地域が, 危険度判定の結果, 予想焼失面積 500㎡以上で上である場合		
校	В	A及びC以外の場合		
等	С	学校等の存する地域が,危険度判定の結果,予想焼失面積 150㎡以下である場合		

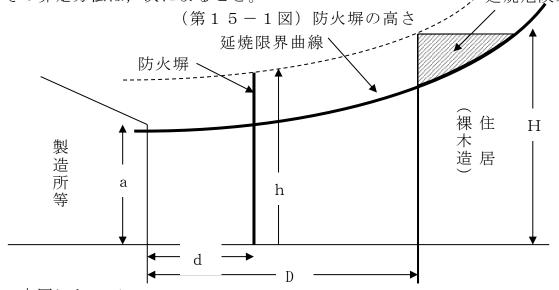
(5) 文化財等の危険度

色別等	危険度	条 件	備	考
文化	A	1 文化財等の床面積の合計が300㎡以上の場合 2 文化財等の外壁の高さが7m以上の場合 3 文化財等の建築物の屋根が可燃材料で葺かれている場合 6 4 文化財の存する地域が,危険度判定の結果,予想焼失面積500㎡以上である場合		
財等	В	A及びC以外の場合		
	С	文化財の存する地域が、危険度判定の結果、予想焼失面積150㎡以下であって、かつ建築物が平屋建にして床面積60㎡以下である場合		

(6) 作業危険度

危険度	条 件
a	1 危政令第25条第1項「危険物の類ごとに共通する貯蔵又は取扱いの基準」に抵触する作業を行うもの(第4類の危険物のうち(3)注3におけるYに該当するもので、燃焼の用に供するものを除く。) 例 アセチレンガス発生工場、混合火薬又は花火製造工場等 2 通常の作業状態で引火性蒸気(引火点40度以下の液体の蒸気とする。)又は可燃性微粉を著しく発散するもの例、吹付塗装工場、ドライクリーニング工場、混合容器の撹拌作業、引火性蒸気を発散させる乾燥場等 3 引火性蒸気を発生し、かつ著しく静電気の蓄積が予想されるもの例、機械的糊引作業所、グラビア印刷工場等 4 発火点又は分解点まで危険物を加熱するもの例、ボイル油製造工場、セルロイドの加熱加工場、石油ガス発生工場等
b	a以外の場合

3 塀の高さ



本図において

製造所等と隣接建物との間隔	D
隣接建物の軒高 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Н
製造所等の原点の高さ	a
製造所等と防火塀との間隔 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	d とする。

$H \leq P D^2 + a$

の関係にあるときは、隣接建物が延焼限界外にあるため、塀は2メートルの高 さでよい。

$H > P D^2 + a$

の関係にあるときは、隣接建物が延焼限界内にあるため、延焼限界外となるように、塀は2メートルを超えて高くしなければならない。

この場合における必要な塀の高さ(h)は、次式により求めること。

$h = H - P (D_2 - d_2)$

注1 式中のPは次のとおりとする。

区 分	Pの数値
◎住居、学校、文化財等の建築物が裸木造のもの	
◎住居、学校、文化財等の建築物が防火構造又は耐火構造で製造所	0.04
等に面する部分の開口部に防火戸が設けていないもの	
◎住居、学校、文化財等の建築物が防火構造で製造所等に面する部	
分の開口部に防火戸を設けているもの	0.15
◎住居、学校、文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部	0. 13
分の開口部に防火設備を設けているもの	
◎住居,学校,文化財等の建築物が耐火構造で製造所等に面する部	∞
分の開口部に特定防火設備を設けているもの	

注2 式中のa (製造所等の原点の高さ) は次のとおりとする。

区分	原点の高さ	備 考
製	a	壁体が耐火構造で造られ隣接建物に 面する側に開口部のないもの又は開 口部に特定防火設備があるもの
造		壁体が耐火構造で造られ開口部に特
所	a	定防火設備のないもの
•	a=0	壁体が耐火構造以外のもので造られ ているもの
_	a	詰替え場その他の工作物
般取	a	屋外にある取扱タンク(縦型のもの)
扱所	a	屋外にある取扱タンク (横置型のもの)原点位置は,防油堤の上部とする。ただし,タンク内の蒸気を上部に放出する構造のものはタンク頂部
区分	原点の高さ	備考

注3 塀の高さの算定結果が2メートル未満のときは、2メートル以上とすること。

注4 塀の高さの算定結果が4メートル以上のときは、塀の最大高さは4メートル

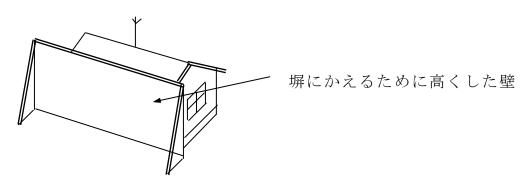
とし、次のいずれかによること。

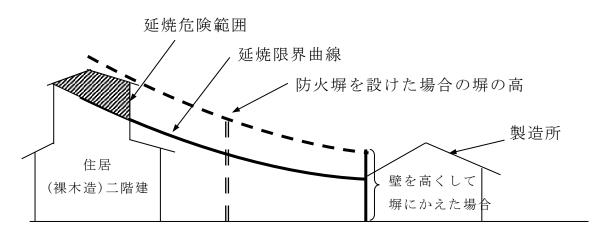
- (1) 当該製造所等が第5種消火設備を必要とする場合は,第4種消火設備を1個 増設すること。
- (2) 当該製造所等が第4種消火設備を必要とする場合は,第1種又は第2種若しくは第3種消火設備(以下「固定消火設備」という。)のうち当該製造所等の火災の消火に適応する固定消火設備を設けること。
- (3) 当該製造所等が固定消火設備を必要とする場合は,第4種消火設備を,当該製造所すべてを包含するように半径30メートルの円の範囲内に1個以上増設すること。

4 壁体と防火塀の共用

製造所等の保安距離に関し、壁を高くすることにより、防火塀を設けた場合と 同様な効果をえられる場合は、製造所等の壁をもって、塀を兼ねることができる。 この場合、塀の高さの算定式中、製造所等と防火塀との間隔はdは0とすること。

(第15-2図) 防火塀の例



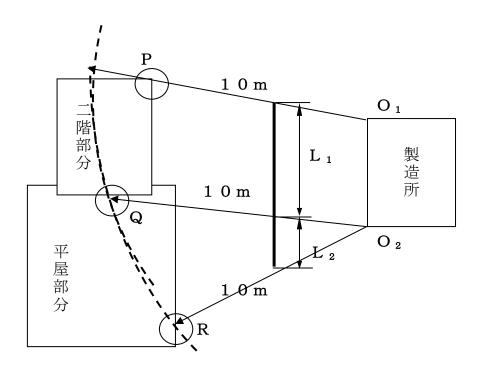


5 塀の幅

塀の幅の算定については、製造所等から保安距離の範囲にある当該建築物の部分が塀により延焼阻止することができる所要の幅から算定するものとする。

塀の幅の算定方法は、次図のように製造所等の外壁の両端 O_1 , O_2 から10 メートル (住居に対する場合)の円を描いて、保安距離に抵触する隣接建物の角P, 弧との交点Q, R を求め、 O_1 とP, O_2 とQ 及びR をそれぞれ直線で結び、隣接建物の構造に対応する防火塀の幅 L_1 , L_2 を求める。

(第15-3図) 防火塀の幅



6 塀等の構造

- (1) 塀の構造は、製造所等から5メートル以内に設置する場合は耐火構造とすること。
- (2) 製造所等の壁を高くする場合は、その壁を耐火構造とし、開口部は設けないこと。
- (3) 地震及び風圧力に耐える構造とすること。